

#### の 基 調

はじめに

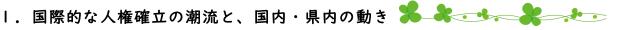
2025年4月1日から「滋賀県子ども基本条例」が施行されました。本条例の前文に は、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を守り、誰一人取り 残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子ども と子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指 す」と明記されています。また、第9条には、「県、保護者、学校等、事業者および 県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重す

ることが、社会全体で推進されるよう努めなければならない」と記されています。

今日、社会における経済的な格差の拡大と固定化がすすみ、深刻化しています。それ は、子どもたちのくらしや学力、将来的な展望にも深刻な影響を与えています。また、 厳しい立場にある状況を個人の責任や努力不足とみなし、排外的で不寬容な風潮も広 がりをみせています。排外主義に基づく在日外国人に対するヘイトスピーチ(憎悪扇 動)など、私たちがめざしてきた社会と相反する状況もみられます。これらの課題を解 決するためにも、これまで同和教育で培ってきた学びを活かして取り組むことが求め られています。

部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するために、私たちは自己実現を阻害 され、不安や憤りの中で生きざるを得ない人たちの立場に立った実践を校園所・地域で すすめていきます。また、県内のさまざまな分野で反差別・人権確立に向けて取り組ん でいる行政・企業・NPO等の関係機関、団体とも連携し、人権を尊重する社会の実現 をめざしていきます。

人権確立に向けての社会の潮流と歩調を合わせ、大会をとおして確かな実践に学び 合い、「誰一人取り残されない」「誰もが幸せに生きられる」共生社会の実現をめざし、 一人ひとりが日常生活の中で行動につなげていきましょう。



#### ( | ) 人権の保障を世界平和の基礎として

1948 年、国連で採択された世界人権宣言は、第二次世界大戦の中の人権侵害や迫害 を二度と繰り返さないことを決議したものです。それはまた、差別撤廃と人権確立を求 めてきた人類の努力の集大成でもあります。この宣言の基本精神は、差別を撤廃し、人 権を確立することによって、人類共通の願いである恒久平和を実現することです。

戦後の国際社会においては、人権の保障が世界平和への基礎であるとして、民族の壁 や国境を越えて、人権が尊重される共生・共存の社会をめざした努力が続けられてきま した。女性や子ども、障害者、先住民族、少数民族などの人権確立・拡大の取組がすす められています。

また、1995 年から 2004 年まで取り組まれた「人権教育のための国連 10 年」が「人権 教育のための世界プログラム(世界計画)」として引き継がれ(2025 年から 2029 年ま では第5段階)、国際社会は人権確立をめざす流れの中にあります。

しかし、ウクライナやガザ地区をはじめ、現在も戦争・紛争、そして偏見や差別によ る過酷な人権抑圧などによって多くの尊い命と日常の暮らしが奪われているという現 実を受け止める必要があります。

さまざまな人権にかかわる問題の解決に向けて、慎重かつ積極的な論議が必要です。 私たちは、今こそ「自由と平等」そして「平和」を実現するために、世界人権宣言が示す精神に立ち戻らなければなりません。

#### (2) 国内の動き

日本国憲法は、第9条で「戦争の放棄、 戦力及び交戦権の否認」、第11条で「基 本的人権の享有」、第25条で「生存権、国 の社会的使命」、第26条で「教育を受ける 権利、教育の義務」を規定し、第14条で「す べて国民は、法の下に平等であって、人 種、信条、性別、社会的身分又は門地によ り、政治的、経済的又は社会的関係におい て、差別されない」という「法の下の平等」 を保障しています。

日本は、1994年に「子どもの権利条約」、1995年に「人種差別撤廃条約」などをはじめとして、国連の14条約を批准しました。また、「人権教育のための国連10年」(1995~2004年)を受けて1997年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育、企業などあらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

そして、2000年に制定された「人権教育 及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、2002年3月には、「人権教育・啓発 に関する基本計画」が閣議決定されました。この基本計画に基づき、人権教育・啓 発のより一層の推進をめざしてきました。

また、2016年には、「障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律(障害者 差別解消法)」「本邦外出身者に対する不 当な差別的言動の解消に向けた取組の推 進に関する法律(ヘイトスピーチ解消 法)」「部落差別の解消の推進に関する法 律(部落差別解消推進法)」のいわゆる人 権三法が施行されました。 1996年 「地域改善対策協議会の意見具申」

「人権擁護施策推進法」

1997年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び 啓発に関する法律

「国内行動計画」

1999年 「男女共同参画社会基本法」

「外国人登録法の一部を改正する法律」

2000年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の 促進に関する法律」

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関 する法律」

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

2001年 「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実 に関する基本的事項」(人権が侵された場合の被害者救済に関す る答申)

2002年 「人権教育・啓発に関する基本計画」

2005年 「個人情報の保護に関する法律」

「犯罪被害者等基本法」

2006年 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 (高齢者虐待防止法)

2007年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止

法)改正

2008年 「国籍法の一部を改正する法律」

「児童虐待の防止等に関する法律」改正

「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」改正

「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

2009年 「子ども・若者育成支援推進法」

2011年 「障害者基本法の一部を改正する法律」

2012年 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

2013年 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

2014年 「いじめ防止対策推進法」

「子どもの貧困対策に関する大綱」

2016年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

2019年「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正 する法律」

> 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施 策の推進に関する法律」

2021年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」一部改正 2023年「こども基本法」

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)

2025年「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」

2023年4月から「こども基本法」が施行されました。「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」)の原則に則り、「全ての子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを権利の主体者と位置づけています。

2023 年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民

の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」が施行されるなど、多様性を尊重す る社会の実現は世界的な流れにあります。

さらに、2025 年 6 月に、前述の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、策 定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教 育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画(第二次)が閣議決定 されました。

こうした国内や世界での潮流を見据え、現実の社会に存在する偏見や差別をはじめ とするさまざまな問題の解決に向けて取り組むことが求められています。

#### (3)滋賀県の動き

滋賀県では、2001年4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、2003 年3月には「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。今後の人権教育・啓発をす すめるための計画として「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」(2004年3月) が策定され、2011年3月には「滋賀県人権施策推進計画」として改定されました。

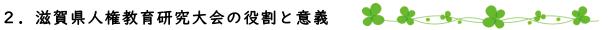
また、これまでの成果を踏まえ、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、 2016年3月に「滋賀県人権施策推進計画」第一次改定を、2024年7月に第二次改定を それぞれ行い、人権施策の一層の推進をはかっています。

そして、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個 性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社 会づくり条例」が 2019 年 4 月 1 日より施行されました。

さらに、2025 年4月から「滋賀県子ども基本条例」が施行されました。子どもの権 利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安 心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる 滋賀を実現していかなければなりません。

県教育委員会は、「人権教育推進プラン」を 2012 年 3 月に改訂し、人権教育の積極 的な推進にむけ取り組んでいます。また、1997年には「在日韓国・朝鮮人児童生徒に 関する指導指針」を出すとともに、2005年7月には「外国人児童生徒に関する指導指 針」を出し、外国人児童生徒の教育の充実に向けた取組をすすめてきました。さらに、 2023年 12月に、「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」を策定しまし た。2028 年度までに取り組むべき教育施策を定め、「子どもの権利の尊重・利益の擁 護」および「自尊感情の育成」、「人権教育の推進」を掲げています。

2025年4月に、湖南市立甲西中学校で県内初めてとなる公立の夜間学級が開設 されました。入学された学び直しを必要とする方の学校生活が充実することを図 るとともに、義務教育を修了できなかった人や、もう一度中学校の学習内容を学 び直したい人、また、義務教育を修了していない外国にルーツのある人など、学 び直しを必要とされる方はまだまだおられると考えます。学びのセーフティネッ トを構築するために、教育行政と自主夜間中学をはじめとした市民活動との相互 補完が必要です。



#### (1) 同和問題の解決に大きな役割を果たしてきた滋賀県同和教育研究大会

1957年 II 月、第 I 回滋賀県同和教育研究大会が大津市・彦根市で開催されました。以来、半世紀以上にわたる本研究大会は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマに、広く県内の同和教育の研究と実践を交流し深めあうとともに、同和問題が提起する保育・教育課題の解決に大きな役割を果たしてきました。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。(中略)その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である(後略)」とする同和対策審議会答申(1965年)と、それを受けた「特別措置法」の制定は、教育、行政、運動、住民、それぞれの取組のはずみとなりました。

同和教育は、保育・学校教育分野と社会教育分野の両分野で推進され、本大会は、これまで同和問題の解決をはかる保育・教育内容の創造や進路保障の取組、学力保障や「荒れ」を克服していく集団づくり・自主活動、家庭・地域・社会教育関係団体・企業の取組等について、その実践の成果と課題を明らかにし、県民の同和問題に対する関心と理解を深める場として多くの成果をあげてきました。また、同和問題のみならず障害者・在日外国人等にかかわる人権問題や、まちづくりと人権、進路保障、いじめ・不登校・仲間づくり等の課題についても分科会等を設けて取組をすすめ、それらの課題解決にも貢献してきました。

このように本大会をはじめとした同和教育の推進と約30年間にわたる同和対策事業により、同和問題は大きく解決の方向へ前進しました。

#### (2) 同和問題の現状と課題

#### ①同和問題の現状

1965年に出された「同和対策審議会答申」(以下「同対審答申」)は、「同和問題は 人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保 障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、(中略)これを未解決に放置 することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に 国民的課題である」と述べ、部落問題の解決に向けた課題を明確に示しました。

その後、この答申をふまえた「同和対策事業特別措置法」をはじめとする「特別措置法」に基づく行政施策が33年にわたり続けられ、現在の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)に至っています。

「特別措置法」が失効してから 14 年が経った 2016 年 12 月「部落差別解消推進法」が施行されました。「現在もなお部落差別が存在する」ことや、その解決のために国や地方公共団体の責務について明記されています。この法律は「同対審答申」の理念を具体的に推しすすめ、部落差別のない社会を実現するための力となります。一方で法律が施行されてから丸8年が経過しましたが、その間も県内の学校や地域では差別事象が報告されている現状があります。

「滋賀県人権施策推進計画」では、「同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和地区への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件や、身元調査を目的とした戸籍等の不正取得事件、インターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・

団体を誹謗中傷したりするなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など、多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります」と明記しています。

近年では、インターネット上の差別的な表現や過激な投稿が、収益につながるという 新たな差別の構造的な問題が生じています。

採用選考においては、県内でも新規高校卒業者の就職試験において、本人に責任のない事項や身元調査につながる「家族構成」「家族の職業」「住所」「本籍地・出生地」などを質問する事例がなかなか無くならない現状があります。

こうした課題の解決を図るために、私たちは、部落差別が子どもたちにどのような生きづらさを与えているのか、一人ひとりの子どもにかかわりながらていねいに実態をつかむ必要があります。県内の地域総合センターや隣保館の役割を再認識するとともに、学校教育と社会教育が連携しながら、子どもの教育・就労にかかわる取組を地域ぐるみでより一層すすめていくことが求められています。

#### ②今日的な課題への対応

こうしたことから、これまでの取組の成果をふまえつつ、同和問題の今日的な課題について、現状を正確に把握する必要があります。また、偏見や差別をはじめとする人権問題はそれぞれが単独で存在するのではなく、相互に複合的に関連しあって存在しています。女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者等の個別の人権問題についても現状把握をすすめ、それぞれの人権問題の要因・背景を明らかにするとともに、その関連性についても明らかにしていくことが求められます。

同和問題を解決するために教育・啓発の果たす役割は依然として大きいものがあります。地域の実態と課題をみすえ、今後も保育・学校教育と社会教育の両分野はもとより、県内のさまざまな取組とも連携してすすめていかねばなりません。

#### (3)人権教育・人権啓発としての深まりと広がりを

#### ①同和教育の理念に学ぶ

同和教育は、1950 年代に「今日も机にあの子がいない」の言葉に象徴されるような子どもたちの長期欠席や不就学の課題に取り組む中で始まりました。学校に来られない子どもの家庭を訪問することで、教職員は、課題が被差別部落に集中していることに気づき、くらしの実態や差別解消への熱い思いに学ぶことを通して、子どもたちや保護者の願いに応える教育実践を模索してきたのです。

そこには、長期欠席や不就学を子どもの責任、保護者の無理解ととらえていた教職員の意識の変容が見られます。そうした教育実践の積みあげにより、部落問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成することをめざして、同和教育を学校教育の全領域に位置づけてきました。また、被差別部落の子どもたちの学力向上と進路保障の取組により、高校への進学者が増加するなど、着実に成果をあげてきました。保護者・住民の願いと行政の取組によって、保育所・幼稚園・児童館・教育集会所の設置が各地域で実現してきました。そして、地域と保・幼・こども園・小・中さらには高校等との連携も図られるようになってきました。

同和教育の理念と実践は、日本における人権教育の先進的な取組であり、世界に発信 しうる私たちの財産です。同和教育は、同和問題の解決という「個別的な視点からのア プローチ」により、あらゆる差別の解決につなげていく手法を発展させてきました。そして、教育の機会均等・豊かな未来の保障・生活に根ざした教育内容の創造をすすめ、教育条件の整備に取り組んできました。同和教育は単なる心がけではなく、差別を社会問題と捉え、その解決にどのように関わっていくのか、自分自身を問う営みです。現状を把握し、その要因・背景を明らかにしてきた同和教育の理念に学び、同和問題以外の人権問題についても、現状を把握し実践につなげていくことが大切です。

#### ②さまざまな人権問題

女性の人権については、個人の意識や行動、社会の習慣や慣行には差別や偏見が存在し、性別役割分担意識による不利益・不平等、身体的・性的・精神的な暴力を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。DV(ドメスティック・バイオレンス)は、それを目にする子どもに対する影響も大きく、児童虐待との関連も指摘されています。

障害者の人権については、2011年8月に障害者基本法が改正されました。その 16条 (教育)に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ(後文略)」とあり、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とあります。2016年に施行された「障害者差別解消法」の目的は、障害の有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現です。

外国人の人権については、国籍や民族の異なる人々の文化的差異に対する認識不足から、差別や偏見が存在します。1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改定によって、県内においても南米日系人を中心にその数は急激に増加しました。2008年秋からの経済危機により多くの外国人が離職を余儀なくされ、一時外国人の人口は減少しましたが、近年はフィリピンやベトナムなどの東南アジア出身の人口が増加傾向にあります。外国人を取り巻く環境はさらに複雑かつ多様化してきており、子どもたちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。文科省が実施する「外国人の子供の就学状況等の調査」によると、2023年5月時点で8,601人の外国人の子どもが不就学の可能性があるとされています。行政や民間団体が様々なセーフティネットの取組をしていますが、厳しい状況はなお続いています。

今後、外国人の子どもたちがアイデンティティを確立できるように、多様性が尊重される保育・教育をすすめていくことが大きな課題になります。さらに、歴史的経緯からやむを得ず定住することになった韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見は依然として残っています。それに対して、2016年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことで、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するための力となっています。

また、職場における人権問題にも注目しなければなりません。これまでの終身雇用が崩れ、雇用形態が変化する中、職場での人間関係は複雑化していると考えられます。セクハラやパワハラなどのハラスメント (嫌がらせ) やいじめ、差別によって退職せざるを得ないケースも見られ、労働者の権利が守られない不安定な社会であると言えます。

こうした現状を社会問題として捉え、人権が保障される職場環境づくりに取り組む必 要があります。

さらに、いじめや暴力、インターネット上の人権侵害、児童虐待、性の多様性やヤン グケアラーに関する問題、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見など、さま ざまな人権課題も依然として多く見られます。このような現状をふまえ、課題を明らか にするとともに、さらなる人権教育の推進に向けて積極的に取り組むことが求められ ています。

#### ③個別的な視点と普遍的な視点

こうした状況をふまえ、同和問題とあわせて、個々の人権問題の現状や課題を把握 し、その背景にある生活を深くとらえた実践と論議をすすめ、個々の課題と共通の課題 など差別を温存する構造を明らかにしていくことが大切です。

人権教育・人権啓発においては、個々の具体的な人権課題に即した「個別的な視点か らのアプローチ」により、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法と、法の下の平 等・個人の尊厳といった「普遍的な視点からのアプローチ」により、それぞれの人権問 題の解決につなげていく手法の両者を関連させながら推進していくことが求められて います。

私たちは、本研究大会において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすた め、人権確立を求めた国際的潮流に学びながら、同和教育の成果と課題をふまえ、より 豊かな精神・感性や社会認識を育み、人権文化に満たされた社会を創造するための実践 と論議の深化をさらにすすめます。

# 3. 確かな人権教育の創造をめざして 📯 。 \* 📯 。 \* \* \* \* \* . . \* \* \*







#### (I)保育·学校教育分野

#### ①子どもをとりまく状況

今日、子どもたちをとりまく状況はますます混迷を深めています。格差社会が広が り、人間関係の希薄化もすすんでいます。これまで育ちの基礎を支えてきた生活や自 然・社会での体験は、その環境や機会そのものが十分ではなくなっています。その結果、 豊かな感性や表現力、他者との共感や協調性などが子どもたちの中に育ちにくい状況 にあります。子どもたちの中には、将来の展望が描けず、他者とのつながりをもてない まま、自己の存在の確かさを実感できなくなっている状況が見られます。厚労省の調査 では、2024年に自殺で亡くなった全国の小中高生が、前年より 16 人多い 529 人で、統 計のある 1980 年以降、過去最多となった現実を重く受けとめなければなりません。

また、インターネット上のコミュニケーションが益々広がり、SNSでのトラブルや スマートフォンへの依存などの問題が増加しています。危険な出会いや交遊によるト ラブルに巻き込まれたり、書き込みによる誹謗中傷、陰湿ないじめや排除によって傷つ けられたり、他者を傷つけたりするなど、深刻な事件に発展するケースもあります。

近年、性の多様性について社会的な議論が進み、県内の学校においても制服の見直し 等が広がっています。しかし、まだまだ課題は多く、まわりの人が共生の視点を十分に 共有できていないために、トイレや更衣室、健康診断等で、誰にも相談できずに、自身 の性について悩んでいる子どもがいます。自らの性に悩み、自分らしく生きることができない状況におかれている子どもにとって、生命にかかわることです。私たち一人ひとりが「普通」「当たり前」と思い込んでいることを問い直すとともに、子どもとの信頼関係を築き、組織的な体制づくりが求められています。

小学校・中学校における不登校の児童生徒数は増加の一途をたどり、文科省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、2023 年度は全国で過去最多の 34 万 6482 人となりました。高等学校における不登校生徒数も過去最多の 6 万 8770 人となり、小中高生の合計は 41 万 5252 人にのぼることが公表されています。不登校を子どもや保護者に責任を負わせるのではなく、子どもが通えない学校のあり方や、不登校を生み続ける社会のあり方そのものを見直すことが重要です。また、同時に地域総合センターや隣保館、教育支援センター、民間のフリースクールなど、学校以外の教育機関と連携し、地域社会を含めたあらゆる場において子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

いじめに関しては、大きな社会問題となっています。2013 年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。現在は、県および各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けて取組をすすめています。いじめなどの問題行動を解決するには、子どもたち一人ひとりの背景に迫り、子どもたちの変容を促す具体的な取組を交流し、実践を広げることが必要です。さらに、同和教育や人権教育においてこれまで大切にしてきた一人ひとりを大切にする仲間づくりを通して、いじめを許さない文化や風土を醸成していかなければなりません。

校園所における体罰も大きな社会問題となっています。体罰は子どもへの暴力であり人権侵害です。さらに、体罰を見ている子どもの心をも傷つけます。

これらの問題は子どもだけの問題ではありません。保育士・教職員はもとより、すべての人が自らの問題として真摯に向き合い、一人ひとりの人権が大切にされているのか、特に社会的に弱い立場にある人の人権が大切にされているのか、具体的な取組をすすめていくことが大切です。

#### ②取組の方向

「人権教育のための世界プログラム」では、人権教育を「知識およびスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報」と定義しています。また、世界プログラムの目的として、「既存の人権教育プログラムを評価および支援し、成功している実践に注目するとともに、成功している実践を継続および拡大し、かつ新たな実践を発展させるための刺激を提供すること」等をあげています。日本の人権教育である同和教育の実践を再構築し、すべての保育・教育活動に位置づけ、推進していくことが大切です。

つまり、確かな人権教育の創造をめざすとき、これまで同和教育が大切にしてきた、子どもの姿や保護者・地域の願いから出発し、その現実を深くとらえるなかから保育・教育課題を明らかにし(「差別の現実から深く学ぶ」)、しんどさを背負った子どもを集団の核にすえながら仲間づくりをすすめる取組が大切です。また、子どもたちの進路を阻んでいるものを明らかにし、進路保障の道筋や機会を保障する条件整備や、各校園所の連携した取組を一層すすめることが重要です。

混迷する社会に流されることなく、子どもたちがかけがえのない自己と他者の人権をともに尊重し合い、差別・不合理・人権侵害を見抜き、課題を解決していく力を身につけられるよう取り組むことが重要です。また、被差別部落の子どもたちをはじめとして、在日外国人の子どもたちや障害のある子どもたち等、さまざまな立場の子どもたちの進路に関する現状と課題を明らかにし、各校園所や保護者・地域との連携を重視しながら、一人ひとりの課題解決に向けた取組の一層の充実をはかることが必要です。保育士・教職員自身が、自らの人権感覚や人権意識をたえず問い直し、自己変革するとともに、子どもを権利の主体者と位置づけるという『子どもの権利条約』の理念を日々の生活のなかで具体的に実践していかなければなりません。

これらをふまえ、人権教育では取組の方向として以下のことが重要と考えます。

- ア 自らの無意識の思い込みや偏見に気付き、差別の解消に向けて主体的に取り 組もうとする感性を育てること。
- イ 科学的な歴史認識や社会認識をとおして確かな認識を培うこと。
- ウ 単なる知識や過去の問題として学ぶのではなく、くらしのあらゆる場面で差別を見抜き、差別をなくすために行動する力を育むこと。
- エ 人との出会いをとおして、つながりあえる仲間をつくる力を育てること。

## (2) 社会教育分野

## ①人権に関する意識調査から見える状況

県内では「令和3年度 人権に関する県民意識調査」において、「今の滋賀県は人権が尊重される社会になっていると思うか」を聞いたところ、56.3%(前回は55.4%)の人が肯定的な評価をし、前回の調査との大きな変化は見られませんが、人権に関する取組や啓発は徐々に浸透してきているものと考えられます。

しかし、「住宅を選ぶ際に忌避する条件について」では、「近隣に同和地区がある」に対して「避けると思う」が 12.6%、「どちらかといえば避けると思う」が 31.2%と 依然として同和地区を避ける意識が見られるなど、同和問題が必ずしも県民一人ひと りのものになりきっていない状況が見られます。「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」「近隣に外国人住民が多く住んでいる」「近くに精神科病院や障害者施設がある」に対しても、忌避意識が見られる結果となっています。

「部落差別解消推進法」の第6条に基づいて実施された調査について、法務省人権擁護局は 2020 年6月に「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を出しました。この中で「あなたは、近所の人が、旧同和地区出身者であるか否か気になりますか」という問いについて「気になる」と回答した割合は 4.5%でした。それに対して「あなたは、交際相手や結婚相手が、旧同和地区出身者であるか否か気になりますか」については 15.8%となり、より身近な人になると「気になる」とした人が3倍以上になっています。このように人権問題に対するさまざまな差別意識や忌避意識は依然として存在しており、自分に関わる身近な問題になったときに差別という意識や行為につながっていると考えられます。

前述の県民意識調査によると、同和問題の考え方のうち、「同和問題のことなど口に 出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方(「寝た子を起こすな 論」)についてたずねたところ、「そう思わない。(「どちらかといえばそう思わない」 も含む)」と答えた人の割合は 48.5%、「そう思う(「どちらかといえばそう思う」も含む)」と答えた人の割合は 35.0%となっています。正しい理解がないまま、同和問題についての間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することになることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切であると言えます。

また、「部落差別解消推進法」の認知状況についての質問では、「内容も含めて知っている」と答えた人は 33.6%、「名前は聞いたことがあるが内容までは知らない」が 40.8%となっています。これは 2020 年の法務省がまとめた調査結果と比較してもおよそ 3 倍以上多く、周知徹底のためのさまざまな取組の成果が表れていると言えます。

人権が尊重される社会の実現に向けての考え方についての質問では、「自分も実現に向けて努力したい」が 39.3%で最も多くなっています。一方で「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」「特に考えていない」を合わせると 55.4%になり、人権課題の解決のために、自分事としてとらえられる教育・啓発の取組をさらにすすめていく必要があります。

#### ②取組の方向

県民に対する差別意識や忌避意識の解消に向けた教育・啓発は、一定の成果はありますが、決して十分であるとは言えません。本県ではこれまで、県・市町人権教育推進協議会等や社会教育関係団体等をはじめとして県民ぐるみですすめられてきました。こうした実践を継続および拡充させることが大切です。

県・県教育委員会が実施した調査によると、自治会単位の地区別懇談会等では、42,029人が参加し(「令和6年度 市町人権教育推進協議会等事業に関する調査結果」より)、また、企業・事業所内における人権研修では、365,949人が参加している(「事業所内人権啓発事業推進状況調査表〈令和5年度調査〉」より)という結果が出ています。しかし、差別事象の発生や就労、結婚などにおいて基本的人権が侵害される問題が依然として見られる背景を今後もしっかり見ていく必要があります。

地域においては、啓発活動の内容や方法面で工夫・改善に努め、あらゆる人々への働きかけを行うとともに、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、自らが体験し自分自身の問題として実感できるよう魅力ある学習の場を工夫することにより、住民の関心や要求に応えることが必要です。また、差別意識や忌避意識の解消の妨げとなったり、差別を温存・助長したりする因習や慣習を払拭することが必要と言えます。

また、社会教育関係団体、NPO等においては、メンバーの一人ひとりが大切にされ、 みんなの意見が尊重されるとともに、組織が協力して運営されるなど、自主的、民主的 であることや、理念が人権尊重と民主主義の精神で貫かれていることが重要です。

これらをふまえ、今後の取組の方向として以下のことが重要と考えます。

- ア 人権問題についての正しい理解・認識、とりわけ同和問題の現状と今日的な課題 および課題解決のための見通しについて、理解が深められるように啓発をすす めるとともに、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育の推進 をはかること。
- イ 人権問題の解決を、民主的なまちづくりのなかに位置づけ、住民共通の課題とし、 差別につながる因習・慣習や誤った意識の克服をはかりながら、人権尊重の精神 を生活に具現し、住みよいコミュニティの実現をはかる等、生涯学習の観点から の取組をすすめること。

- 地域や団体等におけるリーダーの育成に努め、適切な啓発の機会が確保されると ともに、人権学習に必要な教材や情報の提供に努めること。
- エ 地域総合センター等における社会教育活動の推進に努め、地域連帯意識の高揚を はかるとともに、地域住民と共通の目的をもって課題の解決をはかること。

# 4. 第 69 回滋賀県人権教育研究大会(高島大会)に寄せて 💨 🏻 😤 🗢 😤



### (1) 第68回守山大会から第69回高島大会へ

今大会に取り組むにあたって、第 68 回大会(守山大会)の総括を引き継ぎます。 全体会感想・分科会感想、総括会議および「分科会状況報告書」の意見をもとにまと めた、「大会で定着してきたことと、学びあえた成果として引き継いでいくこと」 「分科会論議のポイントとして位置づけていくこと」「分科会論議をもとに、各校 園所や団体の日常の取組として力を入れていくこと」は、次のとおりです。

#### ①成果:大会をとおして学びあえたこと・成果として引き継いでいくこと

ア 子どもにかかわるおとなが校園所や地域、行政、企業の力を融合し、子どもを孤 立させない関係づくりをすすめていく。

- イ すべての子どもの学習権を保障するために、障害の有無で分けるのではなく、 共にすごし、共に学ぶインクルーシブ教育をベースにした校園所づくりをすす
- ウ 差別の無い社会をつくっていく担い手として、子どもの主体性を育んでいく。 そのために、子どもに対しておとなが「よかれ」と思ってしている支援が、子ど もの主体性や学ぶ機会、経験を奪っていないか問い直す必要がある。

#### ②課題:大会をとおして今後も推進・討議すること

- ア 子どもと向き合うときに、自分自身の固定観念の枠にはめたり、価値観を押し つけたりしていないか、自分を問い直すことが必要であり、子どもから学ぶとい う姿勢が大事である。
- イ 部落差別問題の学習について、地域によって温度差がある。「部落問題で学ぶ」 という視点での授業づくりについて考えていく。
- ウ 夜間中学はすべての人に開かれた学びの場であることが大切である。夜間中学 を支える市民活動を創造し、学びたい人のニーズを把握するための方策につい て議論が必要である。
- 「受け入れる」「配慮する」などの言葉が、無意識の排除を生んでいないか、見 つめ直さなければならない。 障害は個人ではなく、 社会の側にあるという 「社会 モデル」の視点での議論を続けていく。

#### ③分科会論議をもとに、各校園所や団体の日常の取組として力を入れていくこと

教員や保育士等、身近なおとなが差別問題の当事者として、「私」を主語にして 思いを伝えることが大事である。子どももおとなも、安心して自分の思いや本音 を語れる環境・雰囲気を創っていく。

- イ 差別問題について学び続け、差別を生む社会構造に気づき、決めつけや思い込み などの自分自身の差別性を見つめ直し、差別問題における自らの当事者性を問 い直すことが大事である。
- ウ 校園所が取り組んでいること、地域・企業・行政が取り組んでいることなど、それぞれが連携し、子どもを取り巻くおとながつながり、対話をとおして人権をベースにしたまちづくりをすすめる。

#### (2) 大会で大切にしたいこと

大会開催にあたり、主催者(滋賀県教育委員会・公益社団法人滋賀県人権教育研究会・高島大会現地実行委員会)で大会の意義を再確認しました。

- ○人権問題の解決と、すべての人々の人権が尊重される社会の確立のために、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する」という主題を具体的に 学びあう場とする。
- ○人権問題の解決に向けて取組の深化をめざすために、参加者が取組の現状や思いを出しあい、成果と課題を明らかにするとともに、展望を与えあう場とする。
- ○参加者同士の出会いをとおして、人権教育と啓発をすすめるネットワークづく りを推進し、人権文化に満たされた社会づくりに貢献する。

### ~現地実行委員会からのメッセージ~

琵琶湖の水の3分の I を生み出す高島市の自然環境は、永遠に残していきたい本市の最大の魅力であり、京阪神の人々の生活をも支える大切な共有財産でもあります。この豊かな自然環境に抱かれながら、いきいきとした人々の活動や交流による、元気で活発なまちを目指し、「水と緑 人のいきかう高島市」を市の将来目標像としています。まちづくりの基本計画の政策分野の一つである「つむぐ」におきましては、本市で古くから営まれてきた糸に"より"をかける撚糸業にちなみ、人と人が支えあい、誰もがわけへだてなく心と心を「つむぎ」あえるまちづくりに取り組んでいます。

本市には、およそ四百年前にこの地に生まれ、日本陽明学の祖であり、人々が心と心をつむぎあえるような考えを広く諭し、近江聖人とたたえられる中江藤樹先生の次のような人間理解と行動指針が受け継がれています。

皆が生きているこの世で一緒に幸せになる。誰もが皆と一緒に幸せになるだけの力をもっている。そのような、人が誰でも生まれながらにもっている美しい心 『覚知』をくもらせることなく、鏡のように磨き続けることが大切である。

『良知』に致る道筋は、『五事 (貌 管 視 聴 思)を正す 』 ことにある。

・ 貌 : 和やかな顔つきで人と接する

· 言 : 思いやりのある言葉で話しかける

・ 視 : 澄んだ目で物事を見つめる・ 聴 : 耳を傾けて人の話を聴く

・ 思 : 真心を込めて相手のことを思う



中江藤樹先生の肖像

今年の4月から「滋賀県子ども基本条例」が施行されました。子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らせることを実現していくため、子どもの意見を聞くことを大切にするなど、中江藤樹先生の 『覚知』を中心とする人間平等の教えをより生かしていきたいと考えます。

これらを踏まえ、高島大会の現地テーマを、『心と心をつむぎあい みんなでつくる みんなの幸せ ~一人ひとりが良知を磨き 自分事として知り 行動する~ 』としました。様々な厳しい立場にあるその人・その子を取り巻く状況は、この世に生を受けた以上、誰もがその状況・立場になりえるものであり、みんなで共有するもの、「共に有る」ものであると捉え、多様な主体が糸をつむぐように多くの交流を重ねながら、人と人の心を通わせ、みんなでみんなが幸せになれる社会をつくっていきたいという願いをこめています。

そのため、多様な主体それぞれが『五事』を正して自身の『食知』を磨き、偏見や差別などに関する事実を自分事として知り、知って学んだことをもとに生活の中で行動していきましょう。そして、一人ひとりが個性あるかけがえのない存在として愛され、尊重される社会になるよう強く願い、高島市からのメッセージといたします。